

令和 4 年 1 月 31 日

保護者 様

板橋区子ども家庭部

保育サービス課長 佐藤 隆行

(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の取扱いについて

平素から、板橋区の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

区の認可保育施設利用においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設を臨時休園した場合等に保育料の日割りに対応していましたが、内閣府における新型コロナウイルス対応に係る子育て支援に基づき、下記のとおり保育料の日割り条件について変更いたします。

#### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症における保育料の日割り適用期間について

板橋区で利用者負担額を決定している児童のうち、保育所等は開園しているが、児童本人またはそのきょうだい児が、濃厚接触者または陽性者となり、自宅待機を要請された期間

#### 2 上記条件の日割り対応期間

令和 3 年 6 月 28 日（月）以降

※ただし、緊急事態宣言下(令和 3 年 7 月 12 日（月）～令和 3 年 9 月 30 日（木）)に登園を自粛した日、臨時休園となり施設を利用しなかった日は、申請なく日割りとなるため除く。

#### 3 減額対象児童

認可保育施設（地域型保育施設を含む）に登園中の 0～2 歳児（板橋区民に限る）

※区立保育園の月極め延長保育を利用している 3～5 歳児も対象となります（板橋区民に限る）。

#### 4 自宅待機した場合の減額申請の方法

##### (1) 申請方法

「新型コロナウイルス感染症用 減額申請書」を窓口から取得、または区ホームページからダウンロードし、保育サービス課入園相談係までご提出ください。

ホームページ掲載場所：トップページ > 子育て・教育・生涯学習 > 子どもを預ける > 認可保育施設のご案内 > 新型コロナウイルスに関連する保育所の対応について

(2) 申請期限

原則、自宅待機を要請された期間終了後、一週間以内

※**令和3年6月28日(月)～令和4年1月31日(月)**に自宅待機した分については、**令和4年2月15日(火)**までにご申請ください。(1月31日以降も自宅待機が続く場合は、終了後一週間以内にご申請ください。)

※申請がない場合、日割りとなりません。

※区に提出後、区が各施設へ申請内容について確認を取ります。

5 保育料の計算方法

**減額後の保育料**

$$= \text{月額保育料} \times (\text{開所日数} - \text{減額対象期間中に登園しなかった日数}) \div 25 \text{日}$$

※保護者同伴の行事(入園式等)のみの参加は、登園日にカウントしません。

※1円未満切捨て。園と取り決めている登園日数に関わらず、一律上記の計算式を適用いたします。

※保育時間が短い場合でも、登園した場合は1日登園した扱いとなります。

6 減額した保育料の対応

減額された分の保育料を、原則翌月以降の未納分に充当いたします。充当できない場合、還付いたします。

ただし、地域型保育施設にお通い中の場合は、施設と直接のやり取りとなります。

【お問い合わせ先】板橋区役所 保育サービス課入園相談係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 TEL3579-2452